

# 後期高齢者医療制度の 保険料を改定します



75歳以上のすべての方が加入する保険医療制度「後期高齢者医療制度」。この後期高齢者医療制度は、愛知県後期高齢者医療広域連合で運営されています。今年度、保険料が改定されましたので、その内容についてお知らせします。

なお、平成24年度後期高齢者医療保険料通知書は、7月17日に送付する予定です。

保険年金課 ☎66♦1102

## 保険料率の比較

区分	平成22・23年度	平成24・25年度
所得割率	7.85%	8.55%
被保険者均等割額	41,844円	43,510円
保険料賦課限度額	50万円	55万円

(保険料の計算方法)

年間保険料 = 所得割額【(総所得金額等 - 33万円) × 8.55%】

+ 均等割額 (43,510円)

※年間保険料限度額55万円

### 後期高齢者医療制度の保険料

#### ■保険料の改定

後期高齢者医療制度では、医療にかかる費用の約5割を公費(税金)、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料で賄います。

この保険医療制度は、県広域連合が運営をし、保険料についても2年ごとに改定をしています。今年度は次の表のとおり保険料が改定されました。

#### ■保険料改定の要因

保険料を改定した主な理由は、

- 一人あたりの医療給付費が増加したこと

- 高齢者人口の増加のため、後期高齢者が負担する割合を増やしたこと

などがあげられます。

このことから、当初は22・23年度の保険料と比べ約13・55%の増額が見込まれましたが、剰余金や県財政安定化基金を活用することにより、約5・86%の改定に抑制されました。

#### ■保険料の軽減・免除

次に該当する方は、保険料が軽減・免除されます。

##### ①所得の低い世帯の方

一定の要件に基づき、保険料が軽減されます。

##### ②会社の健康保険などの被扶養者

制度加入時に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額が全額免除され、均等割額が9割軽減(年間4千300円)されます。 ※被扶養者が、国民健康保険および国民健康保険組合加入者の場合はこれに該当しません。

##### ③災害、失業などにより収入の著しい減少があった方

災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた方、事業の廃止・失業などにより収入が著しく減少した方は、申請により保険料の減免が認められることがあります。

#### ■所得の申告

所得が一定以下の方は、保険料の軽減を受けることができますが、所得の申告をされていないと適用が受けられません。

収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)を受けている方、そして所得税または市県民税申告の必要のない方などは、6月13日(水)までに後期高齢者医療の所得申告をしてください。

#### ■口座振替選択制度

保険料が年金から差し引かれていく方のうち、口座振替による納付を希望される方は、申請により納付方法を変更することができます。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。